

各委員からの御意見及びそれに対する考え方について

【資料 6】「第十四次中間とりまとめ（案）」

委員からの御意見

なし

オブザーバーからの御意見

【中部電力 中谷オブザーバー】

（御意見）

需給調整市場におけるリリース電源の取り扱いについて、今後検討することについて記載いただきましたが、第 83 回本作業部会では、そもそも、系統混雑時における費用負担の考え方が、供給力として活用する場合は再給電方式による一般負担、調整力として活用する場合は特定負担と統一されないことから、「現状の整理については、市場主導型など、新たな系統利用の仕組みを導入することを念頭に置いた対応でもあるため、引き続き今後の仕組みの在り方については検討することとしてはどうか。」と締めくくられております。この点、今後の重要な検討事項であるため、本文に追記をお願いします。

（修正案）

(p11)引き続き取引状況・混雑状況を注視しながら別途検討を行う予定である。また、現状の整理については、市場主導型など、新たな系統利用の仕組みを導入することを念頭に置いた対応でもあるため、引き続き今後の混雑処理の仕組みの在り方については検討する。

（回答）

御意見のとおり修正いたします。

【電取委 新川オブザーバー】

（御意見）

(p11)「(7) 三次調整力②の時間前市場の売入札について」6 行目の以下の記載について、以下のとおり修文されたい。

【照会案】

実務面での必要な整備が整い、2023 年 11 月より既に各一般送配電事業者にて本入札が開始されている。

(修正案)

実務面での必要な整備が整い、2023 年 10 月下旬から既に各一般送配電事業者にて本入札が開始されている。

(修正理由)

取組開始時期の事実誤認及び表現適正化のため。

(参考) 第 58 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料 3 (17 頁)

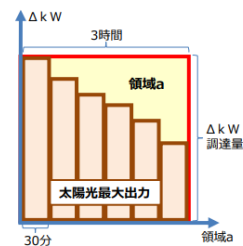
(参考) 三次②時間前市場売却について

- 実需給が近づき、余剰となることが明らかな三次②を時間前市場に供出できれば、電源の有効活用に資すると考えられ、電取委や広域機関と連携し、検討を進めてきた。その結果、太陽光の上振れ・下振れに関わらず使用しない余剰領域 a (右下図参照) について、時間前市場に投入することとした。
- また、第 86 回制度設計専門会合において示された、市場支配力に関する評価結果を踏まえ、TSO が時間前市場に売入札する際の価格について、まずは価格規律等は設けず、取組開始後の状況を踏まえ、必要に応じて更なる対応を検討することとした。
- これらを踏まえ、TSO が売却主体となり、10 月下旬から本取組が開始された。

<三次②時間前市場売却の取組状況> (取組開始～11/30)

エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
取組開始 (日数)	10/27 (23日間)	10/27 (23日間)	10/27 (23日間)	10/17 (31日間)	10/24 (26日間)	10/28 (22日間)	10/28 (22日間)	10/27 (23日間)	10/24 (23日間)
総売入札量 (GWh)	6.8	49.4	64.5	47.9	2.6	34.4	12.3	19.1	29.8
総約定量 (GWh)	0.6	0.3	0.5	8.0	0.3	0.7	0.3	0.8	4.3

<領域aのイメージ>



(※) 入札単位が3時間→30分になると、領域aは市場供出されない。現在、太陽光が下振れしたとしても使用しない調整力（領域b）や、太陽光が上ぶれた場合は使用しない調整力（領域c）についても、時間前市場に供出可能な、リスク分析や定置評価を進め、改めて整理することとしている。

(出所) 第67回電力・ガス基本政策小委員会（2023年12月7日）資料5 抜粋
第55回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2023年9月27日）資料3 抜粋 一部修正

(回答)

御意見のとおり修正いたします。

【関西電力 齊藤オブザーバー】

(御意見)

(p9, 10) 「(6) ノンファーム電源の取り扱いについて」において、混雑系統における調整電源のリリース及び非混雑系統から代わりとなる調整電源の確保については 17 時以降の混雑発生の予見性が得られて以降実施され、リリースされた調整電源は時間前市場での入札・約定が可能であるとされております。

この点、第 83 回制度検討作業部会において、17 時に調整力がリリースされた後、時間前市場で活用可能である前提で整理されておりますが、時間前市場で約定しないケースもあり得、その場合、需給調整市場で約定したことに起因して必要となった費用の回収の在り方について検討いただくよう発言させていただきました。

調整力として確保されたことにより費用が発生した場合、その費用を適切に回収することは、事業者の応札インセンティブ確保の観点から重要であると考えられるため、取りまとめにあたっては、そのような意見があった旨を記載いただくとともに今後の検討をお願いいたします。

(回答)

第 83 回議事要旨を参考に以下 (p11) へ追記させていただきます。

(p11 注釈 4) なお、「リリースされた電源について、調整力供出のため既に電源が起動している可能性がある。こういった電源は時間前市場での活用が可能とされているが、約定しないケースもあり得ることから、需給調整市場起因で必要となった費用の回収等、適切な調整力の確保と、発電事業者の予見性確保の視点から検討をしていただきたい」という意見があった。

【電源開発 加藤オブザーバー】

(御意見)

今般の見直しでは、 Δ kW 価格の規律を逸失利益+固定マージンとし、調整力 kWh 価格の規律は限界費用の 10%を一定額とすることで、応札インセンティブの確保と調整力調達コストの低減のバランスを模索したものと理解します。見直しの方向性に賛同しますが、今後の検討に向けて次のとおり意見いたします。

Δ kW 価格について、固定マージン 0.33 円/ Δ kW・30 分は、電源 I 応札実績等、限られたデータから固定費回収が可能となる水準を検討した結果と認識しています。この水準が事業者にとって応札を検討するに十分なインセンティブ足り得るかは、今後の応札状況や B 種として個別協議を申し出る電源の数・水準等を踏まえつつ適時の見直しをお願いしたく存じます。

調整力 kWh について、同一商品の中でも応動速度の早い電源と遅い電源が存在しますが、限界費用とスペックとの関係で、より多く発動する電源とそうでない電源に分かれてくることも考えられます。そうしたときに、調整力としてより多く稼働することはそれだけ設備に負荷を与

えることになるので、同一商品の中でも稼働量あるいは頻度に対するボーナスを設けることで、設備への負担に応えるとともにスペックの高い電源の応札インセンティブを高めるような制度設計が考えられないか、今後の検討をお願いしたく存じます。

(回答)

商品毎の差や電源の持つ特異性に応じた価格規律については、今後の取引状況や調整力の調達状況の様子を踏まえ必要に応じ検証する。

※その他の委員・オブザーバーにおいては、事務局案については、異論なしの旨、御回答いただいております。

<事務局の考え方>

いただいた御意見について、事務局で精査した上で、【資料6】第十四次中間とりまとめ（案）のとおり反映いたしました。